

## 丸山漁港 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定の概要

## 1 認定計画実施者の氏名又は名称

株式会社まるやまと

## 2 認定計画の概要

## 2-1 漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

実 施 期 間	令和7年～令和36年（30年間）
漁港施設等活用事業の内容	

## 基本方針および主要事業の概要

丸山漁港が有する地域資源の価値と魅力を最大限に活用し、水産振興と漁村（漁港背後集落）のまちづくりを一体的に推進することにより、丸山地域における持続可能な賑わいの創出と経済的基盤の形成を図ることを本計画の基本方針とする。

この基本方針のもと、以下の具体的な事業を展開する。

## 1. 水産物の消費増進

## 漁港食堂・浜焼きテラス・水産物販売施設の設置・運営

丸山漁港で水揚げされた新鮮な魚介類や、水域②に設置した生簀で畜養・増養殖された水産物を活用し、地域の魅力を発信する食・販売施設を整備。地産地消と観光客・地域住民の交流を促進し、水産物の消費拡大と地域経済の活性化を図る。

また、これら施設では未利用魚・低利用魚等、水産資源の利活用も実施する。

## チャレンジショップの設置・運営

丸山漁港で水揚げされる水産物やその加工品等を活用し、地域住民や事業者が新商品やサービスを期間限定で試行的に販売・提供できる「チャレンジショップ（店舗トライやる）」を設置する。小規模事業者や若手起業家にとって実践的な販売機会を提供し、地域内における新たな事業創出や販路拡大のきっかけとなる場を提供する。

## 2. 交流の促進

## 海洋環境学習施設の整備・運営

丸山獻上鯛をはじめとする、丸山漁港で水揚げされる鳴門海峡・播磨灘の豊かな水産資源や水景を再現し、生物展示や生体観察を通じて海洋環境・生態系への理解を深める教育拠点を設置。環境保全の重要性を学び、次世代への環境意識の醸成を目指す。

また、飼育員や大学生が子どもたちに対して海洋環境や地域資源に関する学びの機会を提供することで、「学びと育ちの場」としての機能を果たし、将来的な漁業の担い手育成にもつなげていく。知的交流と研究の推進を図る場として、水産資源の増養殖や環境・生態系保全に関する取組を可視化し、来訪者が研究内容に触れられる展示

を実施。加えて、専門家によるカンファレンスやシンポジウム、地域課題を共有する勉強会等を通じ、学術と地域の知をつなぐ交流拠点として機能させる。

#### **海上釣り堀・海釣り場の開設**

釣り体験の提供に加え、漁港食堂等と連携した「捌き体験」や「食体験」を通じて、来訪者に魚を獲る・捌く・食べるという一連の体験プログラムを提供し、魚食文化の普及を図る。また、体験エリアに隣接して、水域②に蓄養・増養殖に関する研究や実証を行う生簀を併設し、教育・交流・研究の各機能を融合させた複合的な活用を目指す。

#### **漁船クルーズ・漁船体験の実施**

地域漁業者の協力により、漁船による周遊や定置網・五智網等の操業体験を提供。漁村の営みや海との共生を体感できる機会を通じて、水産業への理解と関心の促進を図る。

#### **展望スペースの活用とイベント開催**

鳴門海峡・大橋を望む展望台を公共性の高い空間として維持し、地域の祭りや賑わいイベント、水産振興に関する交流型企画を継続的に実施する。

### **3. 付帯事業**

#### **マリンビオトープの整備**

地域住民や来訪者が自然とふれあえる公共性の高い空間として、塩性湿地によるマリンビオトープを造成・整備する。水辺環境に親しみながら、生物多様性や沿岸生態系の保全の重要性について学べる空間として活用し、環境教育や地域の憩いの場となることを目指す。

#### **駐車場の整備**

上記事業に付随する来訪者の利便性向上と安全確保のため、適切な規模の駐車場を整備する。なお、駐車場の運用にあたっては、入庫後 30 分間は無料とするなど、活用事業利用者以外の来訪者にも配慮した柔軟な運用を行うものとする。

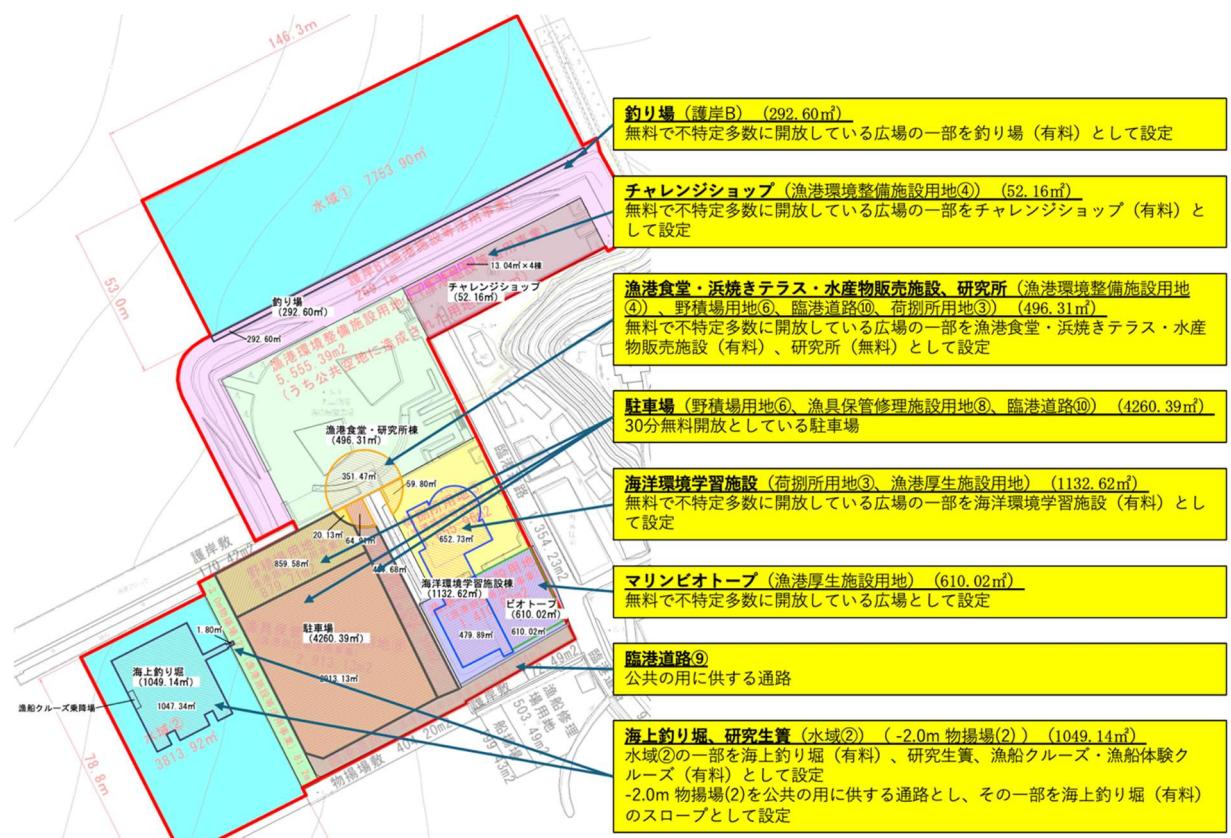
#### **浜焼きテラスの防災活用**

浜焼きテラスについては、平時は飲食・交流の場として機能させるとともに、津波災害等の発生時には一時的な高台避難ビルとしての活用を想定し、安全に誘導する措置を講じる。

2—2 貸付けを受ける漁港施設又は水面若しくは土地の占用する漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間

平面図

活用事業施設配置図



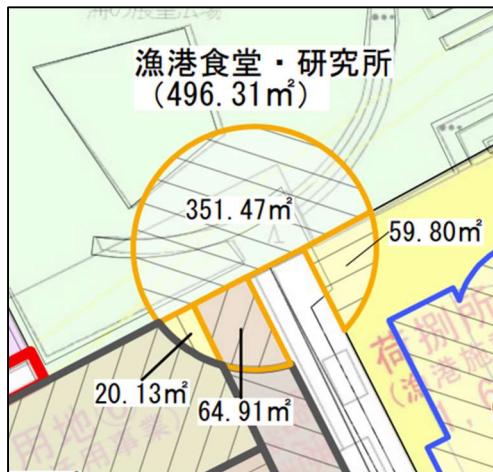
(貸付けを受ける漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数量	貸付期間
護岸 B	護岸 B	兵庫県	269. 1m	令和 7 年～ 令和 36 年
-2. 0 物揚場 (2)	-2. 0 物揚場 (2)	兵庫県	81. 2m	令和 7 年～ 令和 36 年
漁港施設用地	臨港道路⑨	臨港道路⑨	兵庫県	575. 04 m <sup>2</sup>
	臨港道路⑩	臨港道路⑩	兵庫県	552. 59 m <sup>2</sup>
	漁具保管修理施設用地⑧	漁具保管修理施設用地⑧	兵庫県	2, 913. 13 m <sup>2</sup>
	野積場用地⑥	野積場用地⑥	兵庫県	879. 71 m <sup>2</sup>
	荷捌所用地③	荷捌所用地③	兵庫県	1655. 96 m <sup>2</sup>
	漁港厚生施設用地	漁港厚生施設用地	兵庫県	1, 410. 99 m <sup>2</sup>
	漁港環境整備施設用地④	漁港環境整備施設用地④	兵庫県	5, 555. 39 m <sup>2</sup>

(占用する漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (m <sup>2</sup> )	占用の期間
水域①	0 m <sup>2</sup>	令和 7 年～令和 36 年
水域②	1, 047. 34 m <sup>2</sup>	

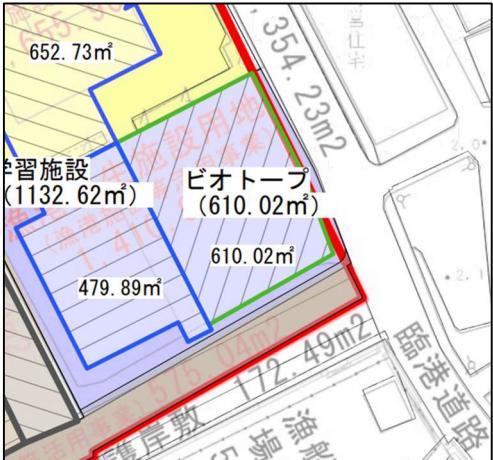
## 2-3 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

活用事業施設名	漁港食堂・浜焼きテラス・水産物販売施設、研究所		
活用事業施設の種類	消費増進事業施設 交流促進事業施設	活用事業施設の規模	496.31 m <sup>2</sup>
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け	<p>丸山漁港で水揚げされた新鮮な魚介類や、水域②に設置した生簀で畜養・増養殖された水産物を活用し、地域の魅力を発信する「飲食提供・水産物販売施設」と、知的交流と研究の推進を図る場として、水産資源の増養殖や環境・生態系保全に関する取組を可視化し、来訪者が研究内容に触れられる展示を実施する「研究所（無料）」を設置する。地産地消と観光客・地域住民の交流を促進し、水産物の消費拡大と地域経済の活性化を図るとともに、学術と地域の知をつなぐ交流拠点として機能させる。</p> <p>また、これら施設では未利用魚・低利用魚等、水産資源の利活用も実施する。</p>		
設置位置	漁港環境整備施設用地④(351.47 m <sup>2</sup> )、野積場用地⑥(20.13 m <sup>2</sup> ) 臨港道路⑩(64.91 m <sup>2</sup> )、荷捌所用地③(59.80 m <sup>2</sup> )		
漁港施設の形質の変更内容			
水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項	<p>建物基礎設置のため根切り（最大 GL-2.1 m）を行うが、施工後は原位置地盤高へ埋戻すため、漁港施設の地盤高き法線位置ともに一切変更しない。</p> <p>基礎工事は独立フーチング 17 基と RC 地中梁で根切深さ 2.1m、範囲約 480 m<sup>2</sup>・掘削土量 610m<sup>3</sup>。基礎設置後碎石埋め戻し。</p>		

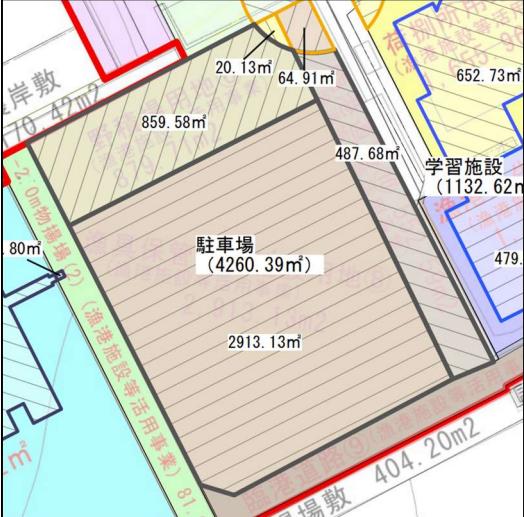
活用事業施設名	海洋環境学習施設					
活用事業施設の種類	交流促進事業施設	活用事業施設の規模	1132.62 m <sup>2</sup>			
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け	<p>丸山献上鯛をはじめとする、丸山漁港で水揚げされる鳴門海峡・播磨灘の豊かな水産資源や水景を再現し、生物展示や生体観察を通じて海洋環境・生態系への理解を深める教育拠点を設置。環境保全の重要性を学び、次世代への環境意識の醸成を目指す。</p> <p>また、飼育員や大学生が子どもたちに対して海洋環境や地域資源に関する学びの機会を提供することで、「学びと育ちの場」としての機能を果たし、将来的な漁業の担い手育成にもつなげていく。</p>					
設置位置						
荷捌所用地③(652.73 m <sup>2</sup> )、漁港厚生施設用地(479.89 m <sup>2</sup> )						
漁港施設の形質の変更内容						
<p>既存漁港施設本体の断面・高さ・位置は一切変更しない。北館と南館間にS造庇基礎（独立フーチング+地中梁）を根切深さ1.0mで設置後、碎石で現況G.L.へ埋め戻すため完成後の地表ラインは不変である。</p>						
水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項						
<p>二館間庇部の基礎工事掘削は約70m<sup>2</sup>×1.0メートルの約70m<sup>3</sup>。掘削後は碎石で埋戻し現況G.L.へ復元。</p>						

活用事業施設名	海上釣り堀、研究生簣					
活用事業施設の種類	交流促進事業施設	活用事業施設の規模	1049.14 m <sup>2</sup>			
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け	<p>ファミリー層を中心とした来訪者に対し、魚を獲る・捌く・食べるという一連の体験を通じて、水産や食文化への理解を深めてもらうことを目的に、水域②を有料の海上釣り堀として新たに整備する。あわせて、水産資源の安定供給や水産物の付加価値向上を図るため、蓄養・増養殖に関する研究や実証を行う生簣を併設し、教育・交流・研究の各機能を融合させた複合的な活用を目指す。</p> <p>また、釣り堀いかだの一部を漁船クルーズ・漁船体験の乗降場として使用する。</p>					
設置位置						
水域②(1047.34 m <sup>2</sup> )、-2.0m物揚場(2)(1.80 m <sup>2</sup> )						
漁港施設の形質の変更内容						
水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項						

活用事業施設名	海釣り場		
活用事業施設の種類	交流促進事業施設	活用事業施設の規模	292.60 m <sup>2</sup>
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け	<p>丸山海釣り公園の閉鎖以降、漁業利用区域における釣り来訪者の増加に伴い、漁業活動への支障やゴミの放置、立入禁止区域への侵入といった問題が生じている。これらの課題に対応し、漁業と釣り利用との適切な調和を図るため、海釣り場として開設し、管理下での健全な利用環境を整備する。</p>		
設置位置	護岸B(292.60 m <sup>2</sup> )		
漁港施設の形質の変更内容			
<p>水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項</p>			

活用事業施設名	マリンビオトープ		
活用事業施設の種類	付帯事業施設	活用事業施設の規模	610.02 m <sup>2</sup>
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け	<p>地域住民や来訪者が自然とふれあえる公共性の高い空間（無料）として、塩性湿地によるマリンビオトープを造成・整備する。水辺環境に親しみながら、生物多様性や沿岸生態系の保全の重要性について学べる空間として活用し、環境教育や地域の憩いの場となることを目指す。</p>		
設置位置	漁港厚生施設用地 (610.02 m <sup>2</sup> )		
			
漁港施設の形質の変更内容	<p>既存のアスファルト舗装約 610 m<sup>2</sup>を撤去し、そのうち 200 m<sup>2</sup>程度を平均 0.5m掘削して浅湿地を形成するとともに客土による盛土を実施。</p> <p>水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項</p> <p>掘削土約 100 m<sup>3</sup>は築堤盛土して全量再利用、表層 0.2~0.3mは客土を搬入し透水・養分を補う。</p>		

活用事業施設名	チャレンジショップ					
活用事業施設の種類	消費増進事業施設	活用事業施設の規模	52.16 m <sup>2</sup> (13.04 m <sup>2</sup> ×4棟)			
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け	<p>丸山漁港で水揚げされる水産物やその加工品等を活用し、地域住民や事業者が新商品やサービスを期間限定で試行的に販売・提供できる「チャレンジショップ（店舗トライやる）」を設置する。小規模事業者や若手起業家にとって実践的な販売機会を提供し、地域内における新たな事業創出や販路拡大のきっかけとなる場を提供する。</p>					
設置位置						
漁港環境整備施設用地④(52.16 m <sup>2</sup> )						
漁港施設の形質の変更内容	<p>現況地盤の位置にユニットハウスを設置するためRCベタ基礎を設けるのみで、漁港施設の地盤高さ法線位置ともに一切変更しない。</p>					
水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項						
ユニットハウスの部分約55 m <sup>2</sup> を0.2m掘削しRCベタ基礎を設置。						

活用事業施設名	駐車場					
活用事業施設の種類	付帯事業施設	活用事業施設の規模	4260.39 m <sup>2</sup>			
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け	<p>来訪者の利便性向上と安全確保のため、適切な規模の駐車場を整備する。なお、駐車場の運用にあたっては、入庫後30分間は無料とするなど、活用事業利用者以外の来訪者にも配慮した柔軟な運用を行うものとする。</p>					
設置位置						
野積場用地⑥(859.58 m <sup>2</sup> )、漁具保管修理施設用地⑧(2913.13 m <sup>2</sup> )、臨港道路⑩(487.68 m <sup>2</sup> )						
						
漁港施設の形質の変更内容						
漁港施設の現況地盤高さ法線位置とともに一切変更しない。						
水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項						
対象地の表土を平均5cm程度掘削し、整地・転圧のうえ、敷地全体に対して一部を碎石（砂利）敷き、他の一部を透水アスファルト舗装する造成工事を実施。						

2-4 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

漁港施設用地については、事業実施前の状態への原状回復を原則とし、各施設の構造

- ・用途に応じて、以下の必要な回復措置を講ずるものとする。

- ・荷捌所用地③

魚彩館および改修により追加された構造物については、適切な方法により解体・撤去する。

- ・漁港厚生施設用地

漁業活性化センターおよび改修により追加された構造物については、適切な方法により解体・撤去する。

ビオトープについてはビオトープ内の植栽（樹木、草本類）や土壤、石材、木道、柵等の構造物を全て撤去し、アスファルト舗装の再施工を実施する。

- ・漁港環境整備施設用地④

追加された構造物（基礎含む）については、適切な方法により解体・撤去し、用地の状態を事前の状況に復旧するものとする。

- ・野積場用地⑥、漁具保管修理施設用地⑧、臨港道路⑩

駐車場については施工時に敷設した砂利等を適切な方法により撤去のうえ、事業実施前の状態である未舗装の更地に戻すものとする。追加された構造物（基礎含む）については、適切な方法により解体・撤去し、用地の状態を事前の状況に復旧するものとする。

- ・-2.0 物揚場(2)

スロープを適切な方法により解体・撤去し、用地の状態を事前の状況に復旧するものとする。

- ・水域②

浮桟橋本体、アンカー、係留ロープを適切な方法により解体・撤去する。事業期間中に底質の変化や構造物の設置による堆積等が生じた場合には、必要な浚渫等の措置を講じて、水域環境を回復する。さらに、使用済み釣具や仕掛け類、釣り糸、水中に残されたゴミ等についても回収し、事業実施前の水域環境の健全性を確保する。

なお、上記の原状回復に必要な措置はすべて認定計画実施者がその責任と費用負担により実施するものとする。